

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
『イヤヤン』



消費者庁の業務について

①消費者の安全・安心の確保

- (1) 適正な取引を実現
- (2) 表示の充実と信頼を確保
- (3) 消費者の安全を確保

②消費者と事業者の連携

- (1) 食品ロスを削減
- (2) 消費者志向経営を推進
- (3) 消費者教育を推進
- (4) 公益通報者を保護する体制を整備
- (5) 物価の安定を図る

③消費者行政推進の体制整備

- (1) 地方消費者行政の現場を支援
- (2) 見守りネットワークの設置を促進
- (3) 消費者ホットライン「188(いややん)」を広める

イヤヤンは「泣き寝入りは超いやや！」が口癖な蝶々です。全国を旅して危険な製品だけがをした人や強引な勧誘に困っている人を見かけると、消費者ホットライン188を教えています。188にダイヤルし、問題を解決できた人が、蝶のように羽ばたく姿を見るのが大好きです。

消費者庁で働く人々

消費者庁は各府省庁からの出向者、民間経験者、弁護士等々、様々なバックグラウンドを持ち合わせた多様性に富んだ職場です！定員は478人（R7年度末時点）で、うち消費者庁で採用された職員は約3割程度です。

求める人物像

消費者庁では、消費者の日々の生活に直結する行政課題を扱うことから、時代により変化する消費者のニーズ、行政課題を把握し、政策を検討する柔軟かつ迅速な対応が求められます。また、消費者庁は他府省庁及び民間から来られた方が多いため、多種多様な属性を持つ同僚や上司と良好な人間関係を構築しつつ、消費者庁職員として新たな風を吹き込み大きなシナジーをもたらす人材がとても重要と考えています。

勤務地

霞が関がメインとなります。調査研究等の業務を行っている新未来創造戦略本部（徳島県徳島市）での勤務の可能性もあります。

採用後のキャリアパス

採用後は庁内外の調整を担う各課の総括係に配属されることが多いです。その後、本人の希望、能力、適性等を総合的に判断し、概ね2年おきに異動をして経験を積んでいただきます。法律作成や執行業務のほか、予算・国会・人事といった官房業務も経験していただきます。

先輩職員からのメッセージ

消費者庁の業務は、消費生活に関する身近な幅広い分野で、様々な政策を通じて関わっていけるので、自身の普段の気づきや好きなこと、知識も活かしながら仕事をしていくこともできますし、業務から気づいたことを日常に活かしていくこともできます。自分たちの仕事が目に見える形で生活につながり、それを感じられることが消費者庁で働く魅力です。少しでも消費者庁にご関心を持っていただけたなら、説明会等でお会いできれば嬉しいです。

（平成30年入庁 一般職大卒程度）

消費者庁が2009年に設立されてからここまで、消費者庁で採用された職員も増え、課の数も設立当初から増えており、色々な経験や体験が出来るかと思います。また、消費者庁は消費者にも企業にも寄り添える素敵な省庁だと思います！若手だから意見が言えないというわけでもなく、若いからこそその若手目線の意見も求められとてもやりがいもあり、楽しくキャリアアップが出来ますので、是非、消費者庁の門を叩いてください！

（平成31年入庁 一般職高卒程度）

【問い合わせ先】

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

消費者庁総務課人事企画室 採用チーム(03-3507-9317)

消費者庁HPはコチラ↓



もしくは、
「消費者庁 採用情報」
で検索！！